

お知らせ

国民年金保険料の改定

問住民課 ☎(57) 4140

栃木年金事務所

☎0282(22) 4131

国民年金の保険料は毎年改定され、平成30年度は月額1万6340円(前年度比150円引下げ)となります。

4月上旬に日本年金機構から納付書が送付されますので、納付期限までに銀行などの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアにて納めてください。

なお国民年金保険料を前納する場合は5月1日(火)が納付期限です。

国民年金保険料 学生の納付特例申請

問住民課 ☎(57) 4140

栃木年金事務所

☎0282(22) 4131

学生の方(大学・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校などに在学の方)で本人の所得が一定以下の場合、申請すると国民年金保険料の納付が猶予される国民年金学生納付特例制度があります。

平成30年度の申請は、4月2日から受付を開始します。

なお、平成29年度に学生納付特例を承認され、引き続き在学予定の方へは、4月上旬に学生納付特例申請書(ハガキ形式)が送付されます。このハガキを返送された方は、窓口での申請は不要です。

☑ 必要書類を添えて町住民課給付・年金係窓口申請
必要書類

- ・ 年金手帳
- ・ 学生証写し(表裏)または在学証明書
- ・ 印鑑

※代理の方が申請する場合は本人確認書類(運転免許証・パスポート等)が必要です。

国民年金手続きにマイナンバー 書類が必要になります

問住民課 ☎(57) 4140

国民年金の各種手続きの際には、各種手続きに必要な書類に加え、マイナンバー関連書類をお持ちください。

必要なマイナンバー書類

- 【本人が来庁する場合】
- ①、②よりそれぞれ1点
 - ① 番号確認書類：マイナンバー

カード(個人番号カード)、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し

- ② 本人確認書類：マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、旅券(パスポート)、在留カード等

【代理人の方が来庁する場合】

- ①、②、③よりそれぞれ1点
- ① 代理権の確認

法定代理人の場合：戸籍謄本等
任意代理人の場合：委任状

- ② 代理人の本人確認書類：代理人の方のマイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、旅券(パスポート)、在留カード等

- ③ 番号確認書類：手続きされる方のマイナンバーカード(個人番号カード)、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し

国民健康保険の切替え

問住民課 ☎(57) 4136

国民健康保険の加入又は離脱の際には必ず窓口での手続きが必要になります。

下記のとときは、必ず14日以内に住民課へ届出をお願いいたします。

| 手続きが必要なとき | | 届出に必要なもの |
|-----------|----------------------|---|
| 国保に入る時 | 他の市町村から転入してきたとき | 他の市町村の転出証明書、印鑑 |
| | 職場の健康保険をやめたとき | 職場の健康保険をやめた証明書、印鑑 |
| | 職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき | 被扶養者でなくなった証明書、印鑑 |
| 国保をやめるとき | 他の市町村に転出するとき | 被保険者証、印鑑 |
| | 職場の健康保険に加入したとき | 国保と職場の健康保険の両方の被保険者証(後者が未交付のときは加入したことを証明するもの)、印鑑 |
| | 職場の健康保険の被扶養者になったとき | |
| その他 | 町内で住所が変わったとき | 被保険者証、印鑑 |
| | 世帯主や氏名が変わったとき | |
| | 世帯が分かれたり一緒になったりしたとき | 被保険者証、在学証明書、他市町村住民票、印鑑 |
| | 就学のため別に住所を定めるとき | |

なお、すべての手続きにマイナンバーがわかるものが必要になります。